

第2章

演出としての政治参加

——現代ラテンアメリカ政治における政府による国民投票——

宮地 隆廣

はじめに

民主体制において、行政府や立法府が発議する、政府による国民投票 (government-initiated referendum: GIR) は特異な政治参加の形態である。政治参加を「政府の政策決定に影響を与える意図をもった一般市民の活動」と定義するならば、そこには GIR を含め、選挙やロビイング、街頭での抗議などさまざまな行動が含まれる。これら数ある政治参加をタイミングの観点で見直すと、抗議やロビイングはおもにそれを行う市民の意思によって始まり、選挙は法の定めに従い定期的に実施されるのに対し、GIR は政府の望む時に行われる。つまり、大半の政治参加には「下から上へ」という方向性や定期性が予期されるが、GIR には政府の発意という「上から下へ」の働きかけが必ず先にあり、しかもそれは周期性をもたない。

こうした特異性は政治学一般における GIR の理解にも反映されている。すなわち、政治参加という概念がもつ民主的なイメージに反し、GIR は独裁的な政治手法であると評価されてきた。この根拠とされるのは、近代ヨーロッパを代表する独裁者が GIR を好んで用いたことにある。たとえば、フランスのナポレオン (Napoléon Bonaparte) は1802年、終身の第1統領 (Premier Consul) となるのに先立ち、GIR を実施した。ドイツのヒトラー (Adolf

Hitler) もまた1934年に、首相と大統領の権限を統合することを国民に諮った。いずれの場合も、有権者の大多数の支持によって、権力者の提案は実現された (Green 2010, 122)。

GIR は近年のラテンアメリカ諸国の政治研究でもしばしば言及され、そこでもまた上記と同様の評価がなされている。1999年にベネズエラでチャベス (Hugo Chávez) 政権が発足して以来、新自由主義に反対する革新の大統領が各国で続々と登場した。そして、そのなかでも急進的な革新の大統領とされるチャベス、エクアドルのコレア (Rafael Correa)、ボリビアのモラレス (Evo Morales) は GIR を多用したことで知られる。彼らは憲法改正に着手し、制憲議会の発足や新憲法案の承認を GIR で国民に問うた。さらには、労働組合の人事 (ベネズエラ)、報道の自由の制限 (エクアドル)、大統領および県知事の信任 (ボリビア) など、憲法にかかわらないテーマについても GIR が用いられた。このことから、ポスト新自由主義期の急進的革新政権が用いる、恣意的なルール変更や政策実現を目的とする権威主義的手法として、GIR は評価された (Ellner 2011; Levitsky and Roberts 2011)。

しかし、こうした理解はいささか単純である。もし大統領が権威主義的なら、大統領令の多発や既存の法に対する恣意的解釈など、否決されるリスクがない有権者に閉じた意思決定をすればよい。大統領が国民に参加の機会をあえて与えるのはなぜなのか。GIR が用いられる条件については、より細かい検討が必要である。

以下では、ラテンアメリカの民主体制下における GIR の行使条件について3節に分けて検討がなされる。第1節では、GIR の実施可能性を高める構造的条件が解明される。第2節では、第1節の結果を具体例に照合すべく、ニカラグアとボリビアの事例が比較される。まとめでは、分析結果を確認したうえで、そこから得られる含意が示される。

第1節 ラテンアメリカの民主体制における GIR 再考

現代のラテンアメリカにおいて GIR はいかなるときに行使されるのか。本節はこの問いに答えるために3つのことを行う。まず GIR の実施状況を確認し、次いでその発生要因に関する仮説を整理し、最後にどの仮説が有力かを計量分析で明らかにする。

1. GIR の実施状況

ラテンアメリカ18カ国で普通選挙権が憲法上保障された1979年から2010年までに、民主体制下で実施された GIR は表2-1のとおりである。ここでいう「民主体制」とは Polity IV データベースの民主主義スケール (democracy/autocracy scale) で-3以上の政府を指す。これには、公正さに問題を伴う選挙で選ばれた文民政権は含まれるが、軍事政権は含まれない。制憲議会制定と新憲法案の承認など、ひとつの 이슈で GIR が2度行われた場合 (コロンビア1990年, ボリビア2009年), 1回目のみがカウントされている。また, 大半の GIR は大統領やその所属政党によって発議されるが, 2005年に超党派の議員連合が発議したブラジルの例のように, 与党が主導しない場合もある。こうした事例は表2-1に含まれていない。

先述の3つの急進的革新政権, つまりボリビアのモラレス (2006~2010年), エクアドルのコレア (2007~2010年), ベネズエラのチャベス (1999~2010年) が GIR を頻繁に用いていることは表2-1からも明白である。しかし, 表2-1には実に30もの GIR が確認され, なかにはこの3名と同時代に存在する別の大統領や, チャベス就任以前の大統領によって使われているものも少なくないことから, GIR が3名の専売特許であるとは言い難い。

表2-1 ラテンアメリカ諸国のGIR実施実績（1979～2010年）

国名	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	合計	
アルゼンチン						1																												1
ボリビア																	1												1	1			3	
ブラジル															1																		1	
チリ																																	0	
コロンビア																									1								2	
コスタリカ																																	1	
ドミニカ共和国																																	0	
エクアドル								1																									7	
エルサルバドル																																	0	
グアテマラ																																	2	
ホンジュラス																																	0	
メキシコ																																	0	
ニカラグア																																	0	
パナマ																																	3	
パラグアイ																																	0	
ペルー																																	1	
ウルグアイ																																	5	
ベネズエラ																																	4	
																																	30	

(出所) Miyachi (2014, 6)。

(注) 灰色部は本章の定義する「民主体制」ではないことを示す。

2. 計量分析

では、表2-1に掲げた GIR はいかなる条件のもとで発生する可能性が高いのだろうか。

(1) 手法

この問いを解明する方法として、本章は重回帰分析を採用する。これは先行研究と対比して、用いるに値するものである。GIR を含む国民投票に関する研究は1990年代より活発になったが (Butler and Ranney 1994a, 11), 使用条件に関する研究は少ない。世界各国の国民投票に関する書籍を2度編集したバトラー (David Butler) とラニー (Austin Ranney) は、国民投票実施の背景には個別の事情があり、複数の事例に共通する要因を見出すことは控えるべきだと結論する (Butler and Ranney 1994b, 258)。これに対し、明確な条件を示した研究として、アメリカ合衆国の州レベルの住民請求による投票を扱った Banducci (1998) があり、署名数など実施条件の制約が厳しい州では実施頻度が低いことを指摘している。

ラテンアメリカ諸国を対象とする研究は、GIR が多く観察されるようになったポスト新自由主義期に入ってから増加した。そして、そのほとんどは GIR の行使に関する部分的な言及をするにとどまっている。Barczak (2001) と Hevia de la Jara (2007) は、各国で国民投票に関する法制度の整備が進んでいることを指摘するが、その行使の分析はしていない。行使について言及がある場合も、限られた政権や国に特化したものが大半である。たとえば、最近20年のアンデス5カ国 (Gutiérrez and Acuña 2009), チャベス政権 (Ramos 2006), コレア政権を例に (Conaghan 2008), 国民を動員する統治スタイルと伝統的政党システムの崩壊に原因を帰する研究がある。また、実施回数の多いエクアドルやウルグアイについて、国民投票を慣行とする文化があることを指摘するものもある (Zovatto 2004, 29; Monestier 2010)。これらの研究では、

同様の説明がほかの事例でも通用するのか、あるいは文化という個別要因でしか GIR の行使は説明できないのかという点までは明らかにされていない。

ここで必要となるのは、複数の要因を設定したうえで、多数の事例を同時に分析することであるが、それを行った唯一の研究としてブロイア (Anita Breuer) の論文がある。ブロイアは質的比較分析 (Qualitative Comparative Analysis: QCA) を用い、GIR の発生／非発生を説明する要因の組合せを特定した。その結論は、① GIR 実施に至る要因の組合せは5つあり、②うち4つは、有効政党数が3.5以上で、かつ分割政府である (大統領の所属政党が議会の多数派を組織できていない) ことを共通の要因としてもつというものである (Breuer 2009)。

ところが、ブロイアの研究には QCA ならではの欠点がある。QCA にはベストプラクティス (best practices) と呼ばれる一連のルールがあり、そのなかに事例数を10から50までとすることが定められている (Berg-Schlosser and De Meur 2009, 25-28)。ブロイアもまた、①2005年までに実施され、②1984年のアルゼンチンをはじめ、法の定めを無視して大統領が独断で行った (すなわちアドホックな) ものではない GIR の発生／非発生を、③政権を分析単位として検討するという3つの条件を設け、事例数を49の政権 (12カ国) に絞った。しかし、その結果、①2006年以後に実施された10もの GIR (表2-1参照) が分析対象から外されてしまう、②法を無視して実施されたアドホックな GIR は、行使した理由を考察するうえで重要な事例であるのに、やはり対象から外されてしまう、③政権を分析単位としたために在任期間の長さが無視されてしまうという深刻な問題を抱えることとなった。③の例を挙げれば、在任期間が半年未満のエクアドルのブカラム (Abdalá Bucaram) 政権に比べ、約6年続いたアルゼンチンのメネム (Carlos Menem) 第1次政権は GIR の実施機会をはるかに多くもっていたといえるが、ブロイアは両者を一事例として同等に扱っている。

こうした難点を克服するには、同じ時間の長さをもつ分析単位を設けたうえで、アドホックか否かを問わずすべての GIR を検討する必要がある。こ

これは必然的に分析対象の数が増えることを意味する。重回帰分析はQCAと同様、同じ要因について複数の事例を同時に分析できるが、QCAのように事例数を制限する必要はない。したがって、重回帰分析はGIRに関する先行研究がもつ上記の問題点をすべて克服できる有効な手法である。

(2) 従属変数と独立変数

本章は表2-1に従い、単位を国／年（country-year）としたGIRの発生／非発生の条件を分析する。標本数は485である。従属変数はGIRの発生／非発生の2値で、後述のとおり連続数の独立変数があるため、2項ロジスティック回帰分析を行うのが適当である。

独立変数にはGIRの発生に影響を与えると予想される、以下の項目が設定される⁽¹⁾。

① **制度開放度** 複数の先行研究が関心を寄せてきたGIRにまつわる法制度は、まず検討の対象とすべき要因である。法制度の影響を回帰分析で解明するには、大統領が内閣を通じて、あるいは議会で所属政党の議員を動員することでなされるGIRの発議のしやすさを数値化する必要がある。前者については、内閣が単独で発議できる法の定めがある場合、スコアを1、その定めがない場合を0とする。後者については、発議に必要な議員の割合より計算がなされる。たとえば、一院制議会で3分の2以上の賛成が必要なら、スコアは0.333（つまり $1 - 2/3$ ）であり、二院制で各院にて過半数の賛成を要するなら、スコアは0.25（ 0.5×0.5 ）である。もし議会の決定を内閣が拒否できる場合は、議会のスコアに0.5を乗じる。最後に、内閣発議、議会発議、内閣と議会の双方の承認という3パターンのスコアを比べ、最も高いものをその事例でのスコアとする。

② **年物価上昇率** 政府は勝利を見込めるときにGIRを使うと考えられる。物価上昇率はその時機を知る指標となる。物価が上がれば支持率は落ち、政

府は GIR の実施を控えるだろう。

③ **経済開放度** プロイアは先述の論文にて今後の研究展望を述べており、石油輸出国であるベネズエラのチャベス政権を例に、貿易依存度の高い経済をもつ国は GIR を実施するという仮説を提示している。これによると、独裁的な政治運営が諸外国の批判を招き、貿易に影響することを恐れて、国民の政府への承認を示す手法として GIR が利用されるという (Breuer 2009, 40-41)。

この説に対しては異なる推論もできる。すなわち、外国の評判に敏感な貿易依存度の高い国は GIR という独裁的イメージのある手法を避けるかもしれない。よって、促進と抑制という両方の結果が予期される。経済開放度は輸出と輸入の和を GDP で除した値とする。

④ **在任年数** 一般に政権の支持率は、選挙されてから時間が経つほど下がる傾向にある。よって、GIR 発議の可能性も政権発足時から任期終了に向かって減少すると考えられる。

⑤ **Polity IV 行政府拘束スコア** 先述のとおり、GIR はアドホックに行われることがある。立法や司法のチェックを受けない行政府の独断専行はラテンアメリカ政治でよくみられるため、行政府の恣意性と GIR との関係は検討に値する。三権分立に行政府が拘束される度合いに関する国別・時系列データは Polity IV にあり、*Xconst* 変数にて拘束度が7段階で示されている。この値が高いほど、拘束度は高く、GIR を実施する可能性も減ると予想される。

⑥ **分割政府** 先述のとおり、これはプロイアが指摘する重要な条件である。理論的にも、分割政府では、議会を迂回して国民に支持に求める大統領のインセンティブは高いといえる。

⑦ **有効政党数** これもまたプロイアのいう GIR 実施の条件である。有効政党数が高い、つまり政党システムが分極的であることは、政府が議会で多数派を形成することが困難になる点で、議会を迂回する誘因となる。議会が二院制の場合は下院の有効政党数が用いられる。ペルーのフジモリ (Alberto Fujimori) 政権のように議会が閉鎖されている場合、値は1とする。

⑧ **新興政党** GIR は国民を巻き込むイベントであるため、既存の政治に不満をもつ大衆にアピールしたい新興の政治勢力に好まれると予想できる。その例としては、各国の政党システムを伝統的に構成していない政党が挙げられる。本章は、大統領の所属政党の得票率が、大統領選出のひとつ前の国政選挙で5パーセント以下の場合、その党を新興であると定義する。大統領が無所属である場合も、伝統的な政治勢力ではないという意味で新興であるとみなす。

表2-2 変数一覧

変数	値	係数の正負予想
＜従属変数＞		
GIR	0, 1 (有)	
＜独立変数＞		
制度開放度	0~1 (開放), 連続数	+
年物価上昇率	連続数	-
経済開放度	連続数	±
在任年数	1~8, 連続数	-
Polity IV 行政府拘束スコア	1~7 (拘束), 整数	-
分割政府	0, 1 (有)	+
有効政党数	連続数	+
新興政党	0, 1 (有)	+
アウトサイダー	0, 1 (有)	+
革新	0, 1 (有)	+
保守	0, 1 (有)	-
エクアドル	0, 1 (有)	+
ウルグアイ	0, 1 (有)	+

(出所) 筆者作成。

⑨ **アウトサイダー** 新興の政治主体は個人を単位としても想定できる。本章では、大統領が選挙される前において国政レベルの公職についた経験をもたないとき、大統領をアウトサイダーであると定義する。伝統的政党に属しながら国政経験を有さず、異色と評される政治家は、地方政治家であったアルゼンチンのメネムなど多数存在する。

⑩ **保守／革新ダミー** GIRを国民に改革を問うイベントとみるならば、保守よりも革新の政府で実施される可能性が高い。各政権の評価はムリリヨ (Maria Victoria Murillo) らのデータベースに従い (Murillo, Oliveros and Vaishnav

表2-3

モデル	1			2		
	Coef.	S.E	p	Coef.	S.E	p
制度開放度	1.781	0.678	0.009 ***	2.030	0.601	0.001 ***
年物価上昇率	-0.002	0.016	0.891	-0.003	0.017	0.866
経済開放度	0.788	0.712	0.268	0.582	0.676	0.390
在任年数	0.009	0.161	0.954	0.024	0.157	0.878
Polity IV 行政府拘束スコア	-0.070	0.218	0.746	0.118	0.200	0.554
分割政府	0.192	0.525	0.714	-0.172	0.471	0.715
有効政党数	0.141	0.142	0.320	0.104	0.127	0.412
新興政党	1.757	0.556	0.002 ***	1.587	0.521	0.002 ***
アウトサイダー	-0.589	0.523	0.261	-0.514	0.513	0.316
保守	-1.312	0.568	0.021 **	-1.482	0.559	0.008 ***
革新	-0.246	0.585	0.674	-0.529	0.562	0.346
ウルグアイ	1.938	0.817	0.018 **			
エクアドル	0.034	0.666	0.960			
ポスト新自由主義						
革新*ポスト新自由主義						
切片	-4.301	1.468	0.003 ***	-4.795	1.426	0.001 ***
N	485			485		
pseudo R2	0.211			-		
Log likelihood	-88.839			-91.455		

(出所) 筆者作成。

(注) ***は $p < 0.01$, **は $0.01 \leq p < 0.05$, *は $0.05 \leq p < 0.1$ を意味する。

2010), これがかバーしていない政権については筆者が評価する。なお, ムリリョらの評価は5段階(革新, 穏健革新, 中道, 穏健保守, 保守)だが, もし筆者も同様に評価すると, 穏健か否かの評価が恣意的になる恐れがある。これを避けるため, すべての評価は3段階(革新, 中道, 保守)に修正されている。

⑪ ウルグアイ, エクアドル国別ダミー 先述のとおり, エクアドルとウルグアイにはGIRが多発する固有の事情があるとされる。上記の要因以外の各国固有の要因を表現するために国別ダミー変数を設ける。

回帰分析

3			4			5		
Coef.	S.E	p	Coef.	S.E	p	Coef.	S.E	p
1.841	0.681	0.007 ***	2.034	0.597	0.001 ***	1.814	0.689	0.008 ***
-0.034	0.018	0.847	-0.004	0.182	0.839	-0.002	0.015	0.886
0.886	0.701	0.207	0.653	0.671	0.330	0.655	0.701	0.350
0.007	0.161	0.964	0.021	0.157	0.892	0.011	0.161	0.943
-0.059	0.215	0.782	0.127	0.198	0.523	0.032	0.228	0.889
0.220	0.532	0.679	-0.188	0.476	0.693	0.107	0.545	0.845
0.176	0.145	0.227	0.113	0.127	0.376	0.171	0.143	0.234
1.936	0.582	0.001 ***	1.652	0.529	0.002 ***	1.644	0.592	0.005 ***
-0.497	0.535	0.353	-0.438	0.525	0.404	-0.419	0.555	0.451
-1.359	0.572	0.018 **	-1.488	0.562	0.008 ***	-1.255	0.564	0.026 **
-0.023	0.629	0.971	-0.427	0.583	0.465	-15.900	986.247	0.987
2.080	0.835	0.013 **				1.792	0.827	0.030 **
-0.187	0.704	0.790				0.232	0.745	0.755
-0.555	0.527	0.293	-0.329	0.478	0.491	-0.947	0.589	0.107
						16.445	986.247	0.987
-4.442	1.447	0.002 ***	-4.810	1.399	0.001 ***	-4.611	1.500	0.002 ***
485			485			485		
0.216			-			0.237		
-88.270			-91.216			-85.831		

以上に挙げた各変数に関する説明は表2-2のようにまとめることができる。

(3) 結果と解釈

分析の結果は表2-3のとおりである。モデル1はデータの時系列性を考慮しないモデル、モデル2は時系列性を考慮しかつ国別の変量効果を加味したモデルである。このほか、外れ値を含む事例の除外や、独立変数当たりイベント数 (events per variable) を考慮したモデル構成など、正確な推計を妨げ得る要因を除いた分析を行ったが、結果は同様であった (Miyachi 2014)。よって、このふたつのモデルより、GIRの実施可能性を高める条件は、①制度が開放的であること、②大統領が新興政党に属していること、③ウルグアイの政権であることの3つであるといえる。

この結果をふまえ、ポスト新自由主義期であることがGIR発生の確率に影響するかを検討することもできる。表2-3のモデル3はポスト新自由主義期、すなわち冒頭に述べたとおり、チャベス政権が成立した1999年以後の年にダミー変数を付した、時系列性を考慮しないモデル、モデル4は変量効果モデルであり、結果に変化はみられない。モデル5は、GIRが新自由主義期の急進的革新政権に特有とされる通説を近似的に評価するために設けたもので、ポスト新自由主義期ダミーと革新政権ダミーの交差項を含んでいる。先述のとおり、筆者の恣意を排するため、各政権の保守／革新の評価において急進か否かは考慮しなかった。このため、本研究が用いるデータでは急進的革新政権に絞った検討はできないが、モデル5の交差項により、新自由主義期であることが急進を含む革新政権全般のGIRの行使に影響を与えているかを検討できる。そして、表にあるとおり、係数は有意ではなかった。

以上の結果は興味深いものである。ラテンアメリカの民主体制全体にかかわるGIRを促す要因とは、法律上の制約が低いことと、大統領が新興政党に属していることのふたつである。分割政府や分極的な政党システム、そしてポスト新自由主義期であることなど、従来有力とされてきた説明要因は、全体としてみれば重要ではない。

第2節 事例の比較

上記の結果がもつ意味を事例に則して説明すると、どのようになるか。計量分析の結果を例証する事例は、明確な目的をもって選択される必要がある (Seawright and Gerring 2008)。GIR はポスト新自由主義期の急進的革新政権の手法であるとされてきたことを考慮すると、そのような性格をもつ政権でも、法制度や政党の新興性に関するちがいによって GIR が行使されないことがわかれば、有意義な比較となる。このことを念頭におくと、2006年にニカラグアで発足したサンディニスタ国民解放戦線 (Frente Sandinista de Liberación Nacional: FSLN) のオルテガ (Daniel Ortega) 政権は注目に値する。この政権は国家主義 (statism) を経済の原則とし、法制度の変革を試み、反米的外交姿勢を掲げるなど、急進的革新政権と多くの共通点をもつが (Perla and Cruz-Feliciano 2013; Ellner 2013)、GIR を行使したことはない。

GIR を多用した3つの急進的革新政権を有する国のうち、ニカラグアに近い条件を有するのはボリビアである。経済水準がラテンアメリカ内でも低く、民政移管前に長期的な軍事政権を経験し、移管後は伝統政党による安定した政党政治が持続したという3点を共通してもっているのはボリビアのみである。この2国を比べることで、重要とされる説明変数が従属変数に与える影響をより明確に示すことができる。以下では、GIR にまつわる法制度と大統領の所属政党の性格という2点に着目し、両者の密接な関連を指摘しつつ、これらの差が GIR の行使／非行使を説明することを明らかにする。

1. ニカラグア

GIR 非発生の例であるニカラグアから説明を始めよう。ソモサ (Somoza) 家による長期独裁 (1936~1979年) のもとにあった同国において、民主化の契機を作ったのは FSLN である。発足当初の FSLN は社会主義色の強い反政

府武装組織であり、FSLNは1979年1月に武力でソモサ家から政権を奪取した。アメリカ合衆国の支援を受ける反革命武装勢力（いわゆるコントラ [contrarrevolución]）との戦闘が続くなか、FSLNは政権を掌握し続け、内戦終了後の1990年ようやく競争的選挙を実施した。これを含む3度の国政選挙でFSLNは野党の地位に甘んじたものの、2005年の選挙でオルテガが大統領選に勝利した。彼は2009年の選挙で再選を果たし、議会でもFSLNが単独で過半数の議席を占める圧勝を収めた。

(1) 法制度

FSLNは民主化に向けた政治体制を整えた政党であり、ルールを自らに有利な形で設定できる立場にあった。GIRに関する制度の起源にもこうした点を見て取ることができる⁽²⁾。

FSLNはソモサ政権を倒した後、臨時政府を発足させ、ソモサ体制下の憲法に代替する共和国基本法（Estatuto Fundamental de la República）を定めた。同法には議会が新憲法を制定するとあるが、コントラとの戦闘の影響で議会選挙の実施が遅れ（Invernizzi, Pisani and Cebério 1986, 84-85）、政権奪取から約5年がすぎた1984年2月ようやく選挙を行うことができた。野党は、FSLNと対等な条件で活動できないことを不満とし、この選挙をボイコットしたため、大統領選ではオルテガが勝利し、一院制の議会もFSLNが過半数を占めた。

議会は1985年3月に、憲法制定に関する情報収集に当たる委員23名を指名した。彼らはのちに起草委員会（Comisión Dictaminadora: CD）を構成し、1986年2月に草案第1案を、9月に第2案を発表した。第2案の作成時には、草案の周知と民意の把握を目的とする公開カビルド（Cabildo Abierto）なる集会を政府が73カ所で開催した（CD 1985, 2）。議会は第2案を1条ずつ検討し、全条文が議員の過半数をもって承認され、憲法は1987年1月に公布された。

ニカラグアでは1838年の建国からソモサ政権崩壊まで、国民投票の実施が憲法で保障されたことは一度もないが（Escóbar 2001）、1987年憲法には選挙

管理委員会に相当する選挙府 (poder electoral) が国民投票 (plebiscito, referendo) の運営を管理するとある (第168・173条)。なぜ、この憲法で突如「国民投票」という文言が登場したのか。上述の制憲過程を見直すと、この文言が登場したのはCDの草案第2案であることがわかる (CD 1985, 10)。CDの議事録は現存しないものの、第2案を検討した議会の議事録には、CDで交わされた議論に関する言及がある。これによれば、人民キリスト教社会党 (Partido Popular Social Cristiano) など野党の委員が文言を入れる提案をしたが、FSLNはそれに消極的であった。議会での条文検討でも、国民投票に積極的だったのは野党議員であり、一部の者は検討中の憲法についても国民投票に付すべきであるとの提案を出した。これに対し、FSLNの議員はこのふたつの要求をともに退けた。その理由は、①公開カビルドで市民の意見は聴取したこと、②共和国基本法で当該議会が憲法を制定するとある以上、国民が最終判断を下すことは規定に反すること、③制憲目的の国民投票はラテンアメリカではまれであることの3点であった。自ら確立した体制を覆されたくないFSLNが国民投票に消極的であり、野党は否決の機会を作るために国民投票に積極的であることは、両者の利害を考えれば当然のことといえる。

与野党は最終的に、「国民投票」という語は記載するが、実施に関する具体的な規定は別途法律で定めることで合意した。同時に、憲法の部分改正は一院制議会の全議員のうち6割の賛成で実現できること、全面改正は全議員の3分の2以上の賛成を受けて議会が制憲議会を組織することでなされるとし、いずれの場合も、国民投票は不要とされた (第191~195条)。憲法改正過程に国民投票を含める提案を野党が出したものの、反対多数で否決された。

後回しになった国民投票の実施規定は、憲法制定の翌年に成立した選挙法に記載されたが、同法の制定過程においてもFSLNの消極性がうかがえる。大統領は選挙法案の作成を目的とする特別委員会を組織したが、委員の過半数はFSLNの議員であり、作成された法案でも国民投票に言及した条文はわずかひとつで、実施規定はまたも明記されなかった (Presidencia de la República de Nicaragua 1988)。野党は憲法制定時の合意を無視したFSLNに反発し、

これに賛同する一部 FSLN 議員の後押しもあって、国民投票の実施は通常の法案と同様、過半数の賛成をもって決定できることとなった。

結果的に、FSLN は国民投票の可能性を容認したことになるが、当時の状況をふまえると、これによって自ら作った体制が脅かされる可能性は低かった。1990年に実施が予定されていた国政選挙では FSLN の圧勝が予想されており (Martí i Puig 1997, 139-140)、選挙後に議会を通じて GIR が発議される恐れはなかった。

(2) FSLN の変質

1990年選挙には、企業や地主層の支持の厚い保守政党を中心に組織されたニカラグア野党連合 (Unidad Nicaragüense Opositora: UNO) など、有力な野党勢力が参加した。こうした競争的選挙のなかでも FSLN の圧勝は揺るぎないものと予想されていたが、大統領選では UNO のバリオス (Violeta Barrios) がオルテガを僅差で下した。この敗北が FSLN に与えた影響は大きく、公職の分配など政府の資源を用いた利益供与が不可能になり、党員数が大幅に減った。ソモサ追放という過去の成果だけで支持を確保できない現実に直面した党首脳部は、議論を重ねた末、党の方針の軟化を決断した。冷戦が終わり、社会主義イデオロギーの意義が問われたことも手伝い、FSLN は自らを、体制変革をめざす大衆の前衛ではなく、幅広い勢力と手を結べる中道政党と位置づけた⁽³⁾ (Martí i Puig 1997, 154-159; Smith 1997)。

FSLN の軟化には別の動機もあった。先の国政選挙で FSLN の敗北が決定してからバリオスが大統領に就任するまでの短期間に、オルテガ政権は土地や工場など大量の国有資産を党員に分配した。これらの資産はピニャータ (piñata) と呼ばれ (Ramírez 1999, 53-54)、バリオス政権発足当初から問題としてとりあげられた。FSLN は、与党と協力できれば、汚職に対する追及も免れることができると判断した (Dye 2004, 11)。こうした判断に不満をもつ一部のリーダーは党を離れたが、そのことでオルテガら首脳部に対する批判は党内から消え、党はより統一されることとなった (López 2013)。

FSLN はこれ以来、バリオス政権の後半期に始まり、立憲自由党 (Partido Liberal Constitucional: PLC) のアレマン (Arnoldo Alemán) 政権 (1996~2001年)、そしてボラニョス (Enrique Bolaños) 政権 (2001~2006年) に至るまで、政敵である保守政党との連立を積極的に模索した。とくにこの傾向が露骨にみられたのがアレマン政権時である。アレマンは法を無視した権威主義的な政治運営で議会や司法と鋭く対立し、1997年にはハリケーン被害に対して寄せられた国際援助物資の不透明な分配が発覚するなど、問題の多い政権であった (Martí i Puig 2010, 45-46)。ところが、FSLN は PLC を追及しなかった。その理由はやはり、ピニャータ問題など過去の汚職追及を免れたいとともに、与党との友好を通じ利権を確保したいことにあった (Dye 2004, 13; Martí i Puig 2010, 46; Pérez 2010, 149)。

利権分配と汚職の隠ぺいという共通する利害を有する PLC と FSLN はオルテガ＝アレマン協定 (Pacto Ortega-Alemán) と呼ばれる両党協力の合意を交わした。合意内容の柱となるのは、最高裁判所や選挙管理委員会など主要な公職を両党で分け合うことと、選挙制度改革のふたつである。後者については、政党登録の煩雑化など両党以外の政党を排除する制度が導入されたほか、大統領選挙で次点となった候補者を国会議員とすることも定められた。これにより、次期大統領選に立候補するオルテガとアレマンは、落選しても国会議員として不逮捕特権をもつこととなった (Martí i Puig 2010, 46-48)。

(3) オルテガ第2次政権

FSLN は2006年選挙で勝利を収め、オルテガ第2次政権が発足した。先述のとおり、同政権の諸政策はチャベスなど急進左派政権に類するものだが、統治のスタイルはそれまでの FSLN のスタイルを踏襲している。つまり、大衆の動員を頻繁に行うことなく、既存の制度の枠内で恣意的な意思決定を重ねている (Álvarez 2013; López 2013)。

まず、2005年11月の大統領選挙におけるオルテガの公約は、政府金融による中小企業支援や市民の個人債務の帳消しなど実利的なものであった (Martí

i Puig 2008, 93)。後述するモラレスのように、憲法改正など制度の抜本的改革は公約に含まれなかった。ここまでみてきたように、FSLN はニカラグアの法制度の基礎を築き、その制度のもとで保守政党との妥協を続けてきた以上、制度変革をアピールの材料にすることは当然困難であった。

そして、オルテガ政権は発足直後より、法制度の恣意的な運用を通じた利権確保を図っている。選挙を例に挙げれば、2008年の地方選挙では、野党の活動に対する選挙管理委員会の深刻な妨害が報告され、国内外の団体による選挙監視も排除された (Greene 2009; Perla and Cruz-Feliciano 2013, 91-92)。より深刻な事態は2010年大統領選挙にみられる。大統領の再選は憲法第147条にて禁止されていたが、FSLN 派の判事が多くを占める最高裁は2009年10月に再選を認める解釈を示した。法の下での平等に従うなら、現職であることによって立候補する自由が損ねられてはならないというのがその理由であった (Figueroa 2009)。相当にアクロバティックなこの司法判断を根拠に、オルテガは2011年の選挙に立候補し、再選を果たした。のちにFSLN は、国民投票を要さない憲法の部分改正手続きに従い、2013年11月に大統領の再選を認める条文を設けた。

オルテガ政権が中国企業と推進している、太平洋と大西洋を結ぶ運河の建設計画もまた、国民投票との関連で重要な事案である。両洋間運河を有するパナマの憲法では、運河に関する国際的取決めは、国民生活に大きな影響を与えるという理由から、すべて事前に国民投票に諮るとしている (第325条)。これに対しFSLN は2013年6月、議会を通じて運河建設を定める法律を制定するのみで、国民の意思を確認することはしていない。同月11、12日の *La Prensa* (ラ・プレンサ) 紙、13日の *El Nuevo Diario* (エル・ヌエボ・ディアリオ) 紙には、運河建設の是非を国民に問うべきだという野党や知識人の主張が掲載されたが、これに対する政府の公式の反応はない⁽⁴⁾。

このように、オルテガ政権は市民の参加を上から喚起しようとしていない。FSLN は自ら作った制度のもと、伝統政党として有権者に閉じた恣意的な意思決定を進めている。GIR という国民に開いた選択は、伝統政党である

FSLNには親和的ではないのである。

2. ボリビア

ニカラグアのFSLNが伝統政党であるのに対し、ボリビアの現職大統領であるモラレスが率いる社会主義運動（Movimiento al Socialismo: MAS）は新興政党である。MASは既存体制を壊すことを党の存在意義としてアピールでき、党に対する国民の支持を示す手段としてGIRを積極的に活用した。

(1) 法制度

モラレス政権が2009年に現行憲法を制定するまで、政治参加に関するボリビアの法体系の根幹をなしたのは1961年制定の憲法である。この憲法は52年に発足した国民革命運動（Movimiento Nacionalista Revolucionario: MNR）を与党とする政府が定めたもので、普通選挙権を同国で初めて保障した画期的な内容をもつ。しかし同時に、識字者にのみ被選挙権が認められるなど、ほかの政治参加の規定についてはエリート政治の名残もみられる（Rivera 2009, 67）。実際、国民投票のような非定例の投票機会を設けることを定めた条文はこの憲法に存在しない。憲法改正についても、二院制議会にて各院で全議員の3分の2以上の賛成をもって成立するとされ、国民に改正を諮ることは必要とされなかった。

この憲法は1967年に多数の改正がなされたものの、基本的骨格は実に40年以上維持された。現在から振り返れば、憲法改正の機会は存在したが、同憲法は改正の対象というよりは、むしろ歴代政権の民主的正当性の根拠として利用されてきた。たとえば、1971年から7年もの長期支配を実現したバンセル（Hugo Banzer）軍事政権は、左派の政治勢力の台頭に伴う社会主義化を阻止するという名目で1967年憲法を停止したが、それはあくまで一時的であり、最終的には憲法体制に回帰することを公言していた（Malloy and Gamarra 1988, 83）。バンセルの大統領辞任により始まる民政移管の過程においても、

同憲法は議会の構成や選挙のルールに関する参照点とされた (Padilla 1982, 143; Malloy and Gamarra 1988, ch.4)。

(2) 新興政党 MAS と「システム派」批判

民政移管後のボリビアは、「協約による民主主義」(democracia pactada) と呼ばれる、伝統政党を軸とした連立政権が長く続いたことで知られる。民政移管直後の政権が経済運営に失敗し、ハイパーインフレを引き起こして以後、ボリビアでは MNR、バンセルが結党した国民民主行動 (Acción Democrática Nacionalista)、そして軍政期に結成され、民政移管後に中道政党となった左翼革命運動 (Movimiento de Izquierda Revolucionaria) の 3 党を軸に、新自由主義を経済政策の基本とする合意のもと、入れ替わるように与党連合が組まれた。1985・1989・1993・1997・2002年選挙と実に 5 度にもわたり、この主要 3 党のいずれかが連立政権の中核を担った。

連立政権に参加した政党のなかには新興政党も複数あるが、これらの党は公職の確保を優先し、変革を求める党是を放棄した。これに対し、MAS は「協約」の政治に包摂されることを拒んだ。党の起源は、ボリビア最大の農民先住民組織であるボリビア農民労働者組合連合 (Confederación Sindical Única de Trabajadores Campesinos de Bolivia: CSUTCB) が 1995 年に結成した政党組織にあり、その立場はしばしば、伝統政党を軸にした既存の秩序を支える「システム派」(sistémicos) を批判する「反システム派」(antisistémicos) の典型であると称される。その思想に関する研究を総合すると (Harnecker and Fuentes 2008; 藤田 2009; Loayza 2011), 「システム派」への批判は相互に関連のある次の 3 点に集約できる。

第 1 に、ボリビア社会の多民族性に目を向けないことが批判された。先住民に対する白人の征服により成立したラテンアメリカ社会において、先住民は総じて経済的・文化的に劣位にある。ボリビアの人口の過半数は先住民であるが、伝統政党は先住民によって運営されてはならず、そうした政党によって実現した「協約」の政治もまた、欧米的な文化や政治制度を価値の中心

に据え、先住民の尊厳を認めることに正面から取り組んでこなかった。

残りふたつの批判は「協約」の政治の原則である新自由主義にかかわる。まず、貧困削減に向けた「協約」の政治の無策が批判された。新自由主義はインフレを収束させたが、国民の多数を占める貧困層の福祉向上のために果たすべき役割を、政府が放棄した点が問題とされた。もうひとつの批判は、貿易・投資の自由化により、ボリビア国民の経済的利益が損なわれていることに向けられた。とくに問題とされたのが、主力輸出品である天然ガスの採掘に際し、外国企業に与えられるコンセッションである。投資喚起を目的にロイヤルティは低く設定されたため、天然資源の輸出とは国富の流出にすぎないという批判が起きた。

このように、「協約」の政治は、多民族性・貧困・天然資源という3つの切り口から、国民の多数が望まない政策を推進しているとの批判を受けた。政治を国民の手に取り戻し、既存の民主主義を刷新するという目的を掲げ、MASは国民の支持を集めた。

(3) 国民投票の争点化と制度化

MAS躍進の契機は、アジア通貨危機の影響で1999年より深刻化した不況にある⁽⁵⁾。政府を批判する激しい抗議運動が高まり、CSUTCBおよびMASはその核となった。断続的に約2年続いたこの運動のなかで、象徴的なイベントとなったのがのちに「水戦争」(Guerra del Agua)と呼ばれる事件である。世界銀行の主導のもと、ボリビアの主要都市であるコチャバンバ(Cochabamba)市の水道事業が民営化され、その運営に当たる外国企業が水道料金を引き上げたことに強い反発が起きた。死者をも出す激しい紛争ののち、民営化は撤回された。

この紛争を機に、「反システム派」のあいだで、国民がボリビア国家全体の仕組みを改めるため、制憲議会を開くべきであるとの意見が頻繁に提案されるようになった。先述のとおり、憲法を改正できるのは議会だけであったことを考えれば、これは1961年以来の憲法体制そのものを廃する提案であっ

た。激しい紛争を前に、「システム派」もまた改革の必要性を認識し、憲法改正に同意したが、あくまで憲法の規定に従った手続きを想定していた。

2002年国政選挙ではMASが第2党に成長するも、MNRのサンチェス(Gonzalo Sánchez)が大統領に当選し、「協約」の政治は維持された。ところが、協約の時代の終わりは早くに訪れた。サンチェスは社会保障政策の財源確保を目的に、2003年2月に税制改革、5月にチリの港湾を通じた天然ガスの輸出を計画した。これらの計画がマスコミに報道されると、国民の富を収奪する政策が準備されているとの批判が噴出し、またも「反システム派」の激しい抗議運動が発生した。とりわけ、ガス輸出に関しては、港を含む輸出経路が19世紀後半の戦争でチりに奪われた領土にあることから、こうした歴史的経緯に目を向けない政府の態度が問題視された。抗議運動に対する政府の弾圧で死者が出ると、反政府運動は大規模化し、閣内においてもサンチェスは孤立することとなった。のちに「ガス戦争」と呼ばれるこの紛争にともない、サンチェスは10月に亡命した。

サンチェスの亡命後、副大統領から大統領に昇格したメサ(Carlos Mesa)はMNR党員ではなく、ジャーナリストとしての知名度を買われて副大統領候補に指名された。「ガス戦争」で沸き立つ世論を前に、メサは「反システム派」に理解を示し、国民に承認を得ながら、制憲議会開催とガス輸出政策の見直しを進めることを決めた。メサは無所属であるため、政党を通じた議会の統制ができなかったが、MASの支持を得て、一連の改革を推進した。まず、2004年2月に憲法が改正され、議会が制憲議会を召集する法律を定めることで、憲法の全面改正が可能となった(第232条)。同時に、市民の政治参加の形態として国民投票があることも明記された(第4条)。7月上旬には、この憲法改正をふまえ、一定数の市民の署名か内閣の発議によって国民投票が実施できることを定めた法律が成立した。さらに、同法の制定と平行して、従来の炭化水素資源に関する法律の廃止など天然ガス政策にまつわる国民投票の準備も進められ、国民投票に関する法律の制定からわずか2週間後に、メサ政権は国民投票を実施した。

MASは自らの要求を汲んで急速に改革を進めるメサ政権を支持したが、炭化水素資源開発のロイヤルティについてはメサと対立した。MASはロイヤルティを極力高く設定することを求めたが、メサは生産高の最大50パーセントに制限することを唱えた。のちに政府がこの規定を新しい炭化水素法案に盛り込むと、MASは政府に対する支持を撤回し、それに呼応して反政府デモが活発化した。連日の抗議に疲弊したメサは大統領を2005年6月に辞任し、最高裁長官ロドリゲス（Eduardo Rodríguez）が暫定大統領に就任した。ロドリゲスは、制憲議会の召集の手続きを定める法案の準備を進めるとともに、選挙選出でない大統領が続いたことに配慮し、国政選挙を年末に行った。モラレスは過半数の得票で大統領選に勝利し、MASは上下院とも第1党となった。

そして、モラレス政権は公約どおり、就任直後より憲法改正に着手し、そのなかでGIRにまつわる現行の制度を確立した。2009年2月に発効した新憲法では、条約制定や公職者の罷免、憲法改正に関してGIRが行われることが定められた（第240・257・259・411条）。制憲議会は2006年8月に始まり、2009年2月に新憲法が発効した。

このように、新興政党であるMASはFSLNと異なり、既存の民主制度の抜本的改革を提案できる立場にあり、国民の動員を通じた改革の正当化を図るべく、GIRを積極的に制度化した。

(4) MASによるGIRの行使

自ら推進したGIRに関する法制度をふまえ、モラレス政権はこれまでに2度GIRを実施している。1回目は2008年8月の大統領および県（departamento）知事の信任投票である。モラレスが勝利した2005年末の国政選挙の際、全9県の知事選挙も同時に行われたが、MAS候補者の勝利は高地部3県にとどまった。MASの提案は天然ガスの輸出で得た富を貧困な先住民を中心に再分配するものと理解され、天然ガスを埋蔵し、かつ先住民人口が少ない低地部の県でMASの人気は低かった。のちにこれらの県では、中央政

府からの地方の自立 (autonomía) を求める抗議運動が県知事を中心に活発に行われた。また、MAS は2006年に実施した制憲議会選挙で、全255議席のうち過半数の137議席を占めたが、召集法の定める条文可決要件である出席議員の3分の2すなわち170議席を得てはいなかった。このため、制憲議会 MAS の提案は野党の反対に直面した。2007年末、MAS は自党支持者の多い県に議場を急遽変更し、野党がそれに反発して議会を欠席するなか、憲法案の可決を強行した。

興味深いのは、モラレスはここで憲法制定の手続きを自ら停止し、政府与党への支持を国民に問うべく、県知事と大統領・副大統領の信任に関する国民投票を提案したことである。信任票率が当選時の得票率を下回った者は不信任を受けたとみなし、職を辞するというのがそのルールであった。この決断は一見、モラレスが政治生命を賭したものにみえるが、当時の支持率は人気が比較的低い都市部ですら当選時得票率の53.7パーセントを安定して上回っており (Ipsos Apoyo 2008)、勝算は高かった。つまり、国民投票には、モラレスへの支持の高さをあえて示すことで、強行採決を正当化するというねらいがあった。結果は、予想どおりモラレスが信任される一方、野党所属の県知事2名が不信任となった。

第2の GIR は2009年10月に同時に実施された新憲法承認および農地改革に関する国民投票である。先述のとおり、ボリビアでは従来、憲法制定に国民の同意は不要であったが、モラレス政権発足直後に議会が定めた制憲議会召集に関する特別法には、憲法制定には国民投票による過半数の賛成を要するとされている (第24条)。政府が成し遂げたい憲法制定の過程に国民投票という「障害」を設けるのは必ずしも合理的とはいえないが、民主的な決定をするという党の従来の方針と、モラレスに対する高い国民の支持が十分に見込まれることを考えれば、これは自然な決定といえる。この法案はロドリゲス政権時に議会内に組織された制憲議会特別委員会 (Comisión Especial de Congreso para Asamblea Constituyente) で骨子が定められたが、その過程において新憲法案を国民投票にかけることが問題にされたことはなく、MAS の

考えがそのまま法案に反映された⁽⁶⁾。

農地改革については、政府の演出色がより濃いものになっている。農地改革は小農や土地なし農民が多い先住民をおもな受益者とする一方、低地部に集中して存在する大規模農牧業主の私有財産を脅かすものであり、制憲議会でも議論が紛糾した。これに対処するため、モラレスは国民投票を通じ、憲法に記載する土地接収の基準となる所有面積を5000ヘクタールと1万ヘクタールのいずれにするかを有権者に問うことを提案した。ところがのちに、政府は野党に妥協し、農地改革の対象は憲法制定後に取得された土地に限るとする条項を新憲法内に入れたため（第399条D）、既存の大土地所有者の資産は保障された。専門家のあいだでは、国民投票には何ら実質がないという意見が支配的である（Antezana 2009; Urioste 2009; Fornillo 2012）。つまり、農地改革に関する国民投票は、その中身を国民に託しているかのようにみせるパフォーマンスであったといえる。国民投票の結果、憲法改正は60パーセント、農地改革の土地基準については5000ヘクタールが80パーセントの賛成を得た。

まとめ

本章は、ラテンアメリカ諸国における政治参加の一形態として民主体制下のGIRをとりあげた。本章の前半では計量分析がなされ、ポスト新自由主義期か否かを問わず、法規定がGIRに開かれていることと与党が新興政党であることの2点が、ラテンアメリカ諸国全体においてGIR行使の可能性を高めることが判明した。後半では、この2点に着目しつつ、急進的革新政権ながらGIR未実施のニカラグアFSLNと、実施済のボリビアMASの比較がなされた。民政移管を実現したFSLNは体制を作った当事者であり、また党の存続のために、伝統政党との交渉と支持者への利益分配を重視した。既存の体制を変革すべく、GIRを通じて国民の支持をアピールすることは選択

できず、GIR に閉鎖的な法制度を作ってきた。これに対して、新興政党である MAS は伝統政党が築いた制度を壊す自らのイメージをつくり上げるべく、民意を問う仕組みとして GIR を法に定め、それを行使し、支持を明示することで自らの行動を正当化した。

通説では、統治者の独裁の手段であれ、議会政治の迂回であれ、GIR 行使の目的は統治者の望む政策の実現という実体的側面にあるとされた。しかし、本章では、統治者が政策を実施できるにもかかわらず、あえて国民に諮る目的で GIR が使われていることが示された。つまり、GIR は改革を国民の前に明示するという演出的側面こそ有用なのである。

最後に、本章の結論は、昨今のラテンアメリカ政治経済の議論でみられる、新自由主義期とポスト新自由主義期の区分を懐疑する問題意識にも通じる。革新政権の登場にともない、ポスト新自由主義期という時代区分は研究者の人口に膾炙するようになったが、その区分が政治経済の実質的変化と対応しているかは議論の余地がある。たとえば、ポスト新自由主義期の経済政策は必ずしも新自由主義期の政策を完全に覆したわけではないことが指摘されている (Stallings and Peres 2011; Lora 2012)。この問題意識を本章に引きつけて考察すれば、次のようなことがいえよう。序章にあるとおり、新自由主義期の政治の特徴は国民に閉じた意思決定にあるとされる。しかし、ポスト新自由主義期であることが GIR を増加させたわけではなく、GIR が実施されたとしても実質的な参加を保障したものではないと考えられる以上、GIR をポスト新自由主義期の政治参加に関する特徴とみなし、前の時代との断絶の表れであると評価することは妥当ではないのである。

〔付記〕

本章は、研究会の成果である宮地 (2013) および Miyachi (2014) を改稿したうえで、事例研究とそれにまつわる考察を加えたものである。調査にあたっては在ニカラグア日本大使館の協力を得た。また、4名の査読者の講評に

より本章は大いに改良された。この場を借りて御礼を申し上げる。むろん、本章の見解は筆者にのみ帰する。

〔注〕 _____

- (1) 各変数の情報源は Miyachi (2014, 8-13) に掲載されている。
- (2) このセクションの記述は、指定があるところを除き、AN (1986; 1988) による。
- (3) オルテガの政治姿勢は当初から柔軟であったともいえる。FSLNにある3つの派閥のなかで、オルテガは農民長期闘争や労働者前衛といったマルクス主義理論によらない、大衆蜂起型の闘争を提案していたことで知られる (Everingham 1996, 129, 134)。
- (4) オルテガは1度だけ GIR の実施に言及したことがある。2011年7月9日の *La Prensa* (ラ・プレンサ) 紙に、コントラとの内戦に伴う損害賠償をアメリカ合衆国政府に求めることを問う国民投票を行うとの言がある。その後、議論は進展しなかったため、この発言は彼の思いつきであったと予想される (Álvarez 2013; López 2013)。
- (5) 以下の記述は Prada (2002), Romero (2005), Mihaly (2006), Mesa (2008) による。
- (6) 当時の動向を伝える新聞記事および雑誌データとして CEDIB (2006)。

〔参考資料〕

<日本語文献>

藤田護 2009. 「ボリビアにおける二〇〇〇年代左派アジェンダの検討——先住民による権力獲得、多層的共存、現状を切り開く思想」村上勇介・運野井茂雄編『現代アンデス諸国の政治変動——ガバナビリティの模索』明石書店 287-314.

宮地隆廣 2013. 「『上から』の国民投票とラテンアメリカ現代政治——統治の戦略としての国民投票分析に向けた試論——」上谷直克編『ポスト新自由主義期におけるラテンアメリカの政治参加』（調査研究報告書）アジア経済研究所.

<外国語文献>

Álvarez, Gabriel. 2013. 「2013年9月3日、ニカラグア共和国マナグア市、被聴者オフィスにて実施された筆者によるインタビュー」.

- AN (Asamblea Nacional de Nicaragua). 1986. *Sesión Constituyente VIII, Sesión Constituyente IX*.
- 1988. *Sesiones ordinarias 10–11, sesión ordinaria-12, tomo VII*.
- Antezana, Luis. 2009. “Latifundistas favorecidos por la nueva Constitución.” *Opinión* (Cochabamba) 2 February.
- Banducci, Susan. 1998. “Direct Legislation: When Is It Used and When Does It Pass?” In *Citizens as Legislators: Direct Democracy in the United States*, edited by Shaun Bowler, Todd Donovan and Caroline Tolbert. Columbus: Ohio State University Press.
- Barczak, Monica. 2001. “Representation by Consultation? The Rise of Direct Democracy in Latin America.” *Latin American Politics and Society* 43 (3) September: 37–60.
- Berg-Schlosser, Dirk and Gisèle De Meur. 2009. “Comparative Research Design: Case and Variable Selection.” In *Configurational Comparative Methods: Qualitative Comparative Analysis (QCA) and Related Techniques*, edited by Benoît Rihoux and Charles Ragin. Thousand Oaks: Sage Publications.
- Breuer, Anita. 2009. “The Use of Government-initiated Referendums in Latin America: Towards a Theory of Referendum Causes.” *Revista de ciencia política* 29 (1) November: 23–55.
- Butler, David and Austin Ranney. 1994a. “Theory.” In *Referendums around the World: The Growing Use of Direct Democracy*, edited by David Butler and Austin Ranney. Washington, D.C.: AEI Press.
- 1994b. “Conclusion.” In *Referendums around the World*, edited by David Butler and Austin Ranney. Washington, D.C.: AEI Press.
- CD (Comisión Dictaminadora). 1985. “Informe y dictamen.” Biblioteca Parlamentaria Javier Avilés, 5 September.
- CEDIB (Centro de Documentación e Información Bolivia). 2006. “30 días.” Article CD-ROM.
- Conaghan, Catherine. 2008. “Ecuador: Correa’s Plebiscitary Presidency.” *Journal of Democracy* 19 (2) April: 46–60.
- Dye, David. 2004. *Democracy Adrift: Caudillo Politics in Nicaragua*. Managua: The author.
- El Nuevo Diario* 2013. 13 June.
- Ellner, Steve. 2011. “The Distinguishing Features of Latin America’s New Left in Power: The Chávez, Morales, and Correa Governments.” *Latin American Perspectives* 39 (1) October: 96–114.
- 2013. “Latin America’s Radical Left in Power: Complexities and Challenges in the Twenty-first Century.” *Latin American Perspectives* 40 (3) March: 5–25.

- Escóbar, Iván. 2001. *El constitucionalismo nicaragüense*. 2 tomos, Managua: Hispamer.
- Everingham, Mark. 1996. *Revolution and the Multiclass Coalition in Nicaragua*. Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.
- Figuroa, Dante. 2009. "Nicaragua: Supreme Court Decision Permitting President, Others to Seek Reelection." Global Legal Monitor report. Washington, D.C.: Library of Congress.
- Fornillo, Bruno. 2012. "¿Existe una reforma agraria en la Bolivia del Movimiento al Socialismo?" *Íconos* 42: 153-166.
- Green, John Edward. 2010. *The Eyes of the People: Democracy in an Age of Spectatorship*. Oxford: Oxford University Press.
- Greene, Samuel. 2009. "Learning the Wrong Lessons about Nicaraguan Democracy: A Response to Anderson and Dodd." *Journal of Democracy online* (<http://www.journalofdemocracy.org/articles/letters/Greene.Comments.pdf>).
- Gutiérrez, Francisco and Fabián Acuña. 2009. "La política de los referendos en los países andinos: Apelación al pueblo y democracia (1985-2010)." *Análisis político* 67: 21-37.
- Harnecker, Martha and Federico Fuentes. 2008. *MAS-IPSP de Bolivia: Instrumento político que surge de los movimientos sociales*. Caracas: Centro Internacional Miranda.
- Hevia de la Jara, Felipe. 2007. "La iniciativa legislativa popular en América Latina. Lecciones para el caso chileno." *Colección Ideas* (83) Santiago: Fundación Chile 21.
- Invernizzi, Gabriele, Francis Pisani and Jesús Cebério. 1986. *Sandinistas: Entrevistas a Humberto Ortega Saavedra, Jaime Wheelock Román y Bayardo Arce Castaño*. Managua: Editorial Vanguardia.
- Ipsos Apoyo. 2008. "Informe de opinión: Bolivia." January to August.
- La Prensa*. 2011. 9 July.
- 2013a. 11 June.
- 2013b. 12 June.
- Levitsky, Steven and Kenneth Roberts. 2011. "Introduction: Latin America's 'Left Turn': A Framework for Analysis." In *The Resurgence of the Latin American Left*, edited by Steven Levitsky and Kenneth Roberts. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Loayza, Rafael. 2011. *Eje del MAS: Ideología, representación social y mediación en Evo Morales Ayma*. La Paz: KAS.
- López, Cairo Manuel. 2013. 「2013年9月3日、ニカラグア共和国マナグア市、被聴者オフィスにて実施された筆者によるインタビュー」.
- Lora, Eduardo. 2012. "Structural Reforms in Latin America: What Has Been Reformed

- and How to Measure It." Updated Version. Working Paper IDB-WP-346. Washington, D.C.: Inter-American Development Bank (IDB).
- Malloy, James and Eduardo Gamarra. 1988. *Revolution and Reaction: Bolivia 1964–1985*. New Brunswick: Transaction.
- Martí i Puig, Salvador. 1997. *La revolución enredada: Nicaragua 1977–1996*. Madrid: Los Libros de la Catarata.
- . 2008. "El regreso del FSLN al poder: ¿Es posible hablar de realineamiento electoral en Nicaragua?" *Política y gobierno* 15 (1): 75–112.
- . 2010. "El Frente Sandinista de Liberación Nacional: Análisis de una mutación." In *Nicaragua y el FSLN*, edited by Salvador Martí i Puig y David Close. Barcelona: Bellatera.
- Mesa, Carlos. 2008. *Presidencia sitiada: Memorias de mi gobierno*. La Paz: Fundación Comunidad/ Plural.
- Mihaly, Aaron. 2006. "¿Por qué se ha caído Goni? Explicando la renuncia forzada del presidente Sánchez de Lozada en octubre de 2003." In *Conflictos políticos y movimientos sociales en Bolivia*, edited by Nicolas Robins. La Paz: Plural.
- Miyachi, Takahiro. 2014. "Referendum as Performance? A Quantitative Analysis of Government-initiated Referendums under Democratic Regimes in Latin America from 1979 to 2010." 『社会科学』 (*The Social Science*) (同志社大学人文科学研究所) 43 (4) February: 1–25.
- Monestier, Felipe. 2010. *Movimientos sociales, partidos políticos y democracia directa "desde abajo" en Uruguay (1985–2004)*. Buenos Aires: CLACSO.
- Murillo, María Victoria, Virginia Oliveros and Milan Vaishnav. 2010. "Dataset on Political Ideology of Presidents and Parties in Latin America." (<http://mariavictoriamurillo.com/>).
- Padilla, David. 1982. *Decisiones y recuerdos de un general*. 2a edición. La Paz: Urquiza.
- Pérez, Andrés. 2010. "La cultura política nicaragüense y el FSLN: De la utopía al pragmatismo." In *Nicaragua y el FSLN*.
- Perla, Hector and Hector Cruz-Feliciano. 2013. "The Twenty-first-century Left in El Salvador and Nicaragua: Understanding Apparent Contradictions and Criticisms." *Latin American Perspectives* 40 (3) May: 83–106.
- Prada, Raúl. 2002. "Multitud y contrapoder. Estudios del presente: Movimientos sociales contemporáneos." In *Democratizaciones plebeyas*, by Raquel Gutiérrez et al. La Paz: Muela del Diablo.
- Presidencia de la República de Nicaragua. 1988. "Proyecto de ley electoral enviado por la Presidencia de la República para su discusión y aprobación en la Asamblea Nacional." In *El Nuevo Diario*, 8 July.

- Ramírez, Sergio. 1999. *Adiós muchachos: Una memoria de la revolución sandinista*. Madrid: Santillana.
- Ramos, Alfredo. 2006. "De la democracia electoral a la democracia plebiscitaria. Elecciones y referendos en la Venezuela de Chávez." *Revista venezolana de ciencia política* (29) enero-junio: 7-37.
- Rivera, José Antonio. 2009. "Las tendencias del proceso constituyente en Bolivia." In *Procesos constituyentes contemporáneos en América Latina. Tendencias y perspectivas*, edited by José María Serna de la Garza. Ciudad de México: UNAM.
- Romero, Carlos. 2005. *El proyecto constituyente boliviano: El hito de la cuarta marcha de tierras bajas*. Santa Cruz de la Sierra: CEJIS.
- Seawright, Jason and John Gerring. 2008. "Case Selection Techniques in Case Study Research: A Menu of Qualitative and Quantitative Options." *Political Research Quarterly* 61 (2) June: 294-308.
- Smith, Steven Kent. 1997. "Renovation and Orthodoxy: Debate and Transition within the Sandinista National Liberation Front." *Latin American Perspectives* 24 (2) March: 102-116.
- Stallings, Barbara and Wilson Peres. 2011. "Is Economic Reform Dead in Latin America? Rhetoric and Reality since 2000." *Journal of Latin American Studies* 43 (4) November: 755-786.
- Urioste, Miguel. 2009. "La «revolución agraria» de Evo Morales: Desafíos de un proceso complejo." *Nueva Sociedad* (223): 113-237.
- Zovatto, Daniel. 2004. "Las instituciones de la democracia directa a nivel nacional en América Latina: Un balance comparado, 1978-2004." In *Democracia directa y referéndum en América Latina*, by Daniel Zovatto et al. La Paz: Corte Nacional Electoral.

